

## 居宅介護・重度訪問介護 重要事項説明書

### 1 事業者の概要

名称	株式会社リブラン
法人種別	株式会社
法人所在地	豊橋市大崎町字境松 6 9 番地 2
電話番号	0532-44-8210
代表者氏名	河邊政勝

### 2 事業所の概要

事業所の名称	ヘルパーステーション花桃
事業所の所在地	豊橋市多米中町 1 丁目 2 番地 5
事業所の電話番号	0532-35-6761
サービス提供地域	豊橋市
サービス提供曜日・時間	月曜日～日曜日 午前 7 時～午後 1 0 時まで
事業所番号	2315101382 (平成 29 年 9 月 1 日指定)
運営方針	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 指定居宅介護にあつては、利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を適切かつ効果的に行うものとする。</li> <li>2 前項の規定は、指定重度訪問介護にあつては、「家事」の後ろに、「外出時における移動中の介護」を加えてこれを適用する。</li> <li>3 移動支援にあつては、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、その利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、外出時における移動中の介護を適切かつ効果的に行うものとする。</li> <li>4 事業の実施に当たつては、地域との結びつきを重視し、関係市町又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者が行う連絡調整に協力し、他の指定障害福祉サービス事業者等その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。</li> <li>5 事業所は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成 18 年 9 月 29 日号外厚生労働省令第 171 号）及び豊橋市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例（平成 18 年 3 月 31 日条例第 21 号）その他関係法令を遵守し、事業を実施する。</li> </ol>
第三者評価の実施状況	なし

### 3 事業所の職員体制

管理者	1名
サービス提供責任者	1名以上
介護職員	常勤換算2.5以上

### 4 主たる対象者

身体障害者・知的障害者・児童障害者及び障害児、精神障害者
------------------------------

### 5 サービスの内容

#### ①身体介護

食事介護	食事の介助を行います。
入浴介護	衣服着脱、入浴の介助や清拭（身体を拭く）、洗髪などを行います。
排泄介護	排せつの介助、おむつ交換を行います。
その他	褥瘡（床ずれ）防止等のために体位変換や洗顔、歯磨き等の日常生活を営むために必要な身体介護を行います。

#### ②家事援助

調理	利用者の食事の用意を行います。
衣類の洗濯	利用者の衣類等の洗濯を行います。
買物	利用者の日常生活に必要な物品の買い物を行います。
掃除	利用者の居室の掃除や整理整頓を行います。

#### ③通院等介助

通院等介助	通院等又は官公署並びに相談支援事業所への移動（公的手続き又は障害福祉サービスの利用に係る相談のために利用する場合に限る）のための屋内外における移動等の介助又は通院先での受診等の手続き、移動等の介助を行います。
-------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------

#### ④重度訪問介護

重度の肢体不自由者で常時介護を必要とする方に、居宅において入浴・排せつ・食事等の介護サービスや調理・洗濯・掃除等の家事援助、その他の生活全般にわたる見守り等の支援を行います。
-----------------------------------------------------------------------------------------

#### ⑤移動支援

移動支援に係るサービス提供計画の作成、外出時における移動の介護、その他必要な介護、相談、助言を行います。
------------------------------------------------------

## 6 利用料金

### (1) 介護給付費支給対象サービス利用者負担額

サービスに要した費用の原則1割。ただし、市区町村から居宅介護等利用者負担減額の決定を受けている場合は、減額後の額。

月額負担上限額については、各市区町村長が定めた額。

ただし、利用者の身体的理由により1人のヘルパーによる介護が困難と認められる場合等であって、同時に2人のヘルパーによってサービスを提供した場合は、2人分の料金をいただきます。

※事業者が利用者に代わり市区町村から受領した介護給付費の額については、利用者に通知します。

### (2) その他の料金

交通費	通常の事業の実施地域を超えて行う指定居宅介護（重度訪問介護）に要した交通費は、その実費を徴収する。 なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。 (1) 通常の事業実施地域を越えた地点から、片道5キロメートル未満 500円 (2) 通常の事業実施地域を越えた地点から、片道5キロメートル以上 1,000円
-----	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

### (3) その他

利用者のお住まいでサービスを提供するために必要となる水道、ガス、電気、電話等の費用、交通費、娯楽施設等の入場料等は、利用者にご負担いただきます。

### (4) 支払方法

上記利用料金の支払いは、1か月ごとに計算し、翌月10日までに請求しますので、26日までにお支払ください。

支払いは、原則として自動口座引き落としでお願いします。ただし、これによりがたい場合は、現金または振込でお願いします。

## 7 サービスの利用方法

### (1) サービスの利用開始

ア 居宅介護について介護給付費支給決定を受けた方で、当事業者のサービス利用を希望される方は、電話等でご連絡ください。当事業者のサービス提供に係る重要事項についてご説明します。

イ サービス利用が決定した場合は契約を締結し、居宅介護計画を作成して、サービスの提供を開始します。契約の有効期間は介護給付費支給期間と同じです。ただし、引き続き支給決定を受け、利用者から契約終了の申し出がない場合は、自動的に更新されるものとします。

ウ 居宅介護の提供に当たっては、適切なサービスを提供するために、利用者の心身の状況や生活環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等を把握させていただきます。

## (2) サービスの終了

- ア 利用者が当事業者に対し30日間の予告期間において文書で通知を行った場合は、この契約を解除することができます。ただし、利用者の病変、急な入院などやむを得ない事情がある場合は、予告期間内の通知でも契約を解除することができます。
- イ 当事業者が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、利用者やご家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、または当事業者が破産した場合、利用者は文書で通知することにより直ちにこの契約を解除することができます。
- ウ 利用者がサービス利用料金の支払いを2か月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず、10日以内にお支払いいただけない場合、または利用者やご家族が事業者やサービス従業者に対して本契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合は、事業者は文書で通知することにより、直ちに契約を解除し、サービス提供を終了させていただくことがあります。
- エ 当事業所を閉鎖または縮小する場合などやむを得ない事情がある場合、契約を解除し、サービス提供を終了させていただくことがあります。この場合、契約を解除する日の30日前までに文書で通知します。
- オ 利用者の居宅介護等についての介護給付費の支給決定が取り消された場合、もしくは介護給付費支給期間終了に伴い介護給付費支給申請を行った結果、不支給となった場合、事業者は文書で通知することにより、直ちに契約を解除し、サービス提供を終了させていただくことがあります。

## (3) 契約の自動終了

次の場合は、連絡がなくとも契約は自動的に終了します。

- ア 利用者が施設に入所した場合
- イ 利用者が亡くなった場合

## 8 事故発生時の対応方法

- 1、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに県、市町、当該利用者の家族等に対して連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。
- 2、サービスの提供に伴って事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行う。
- 3、事業所は、前項の損害賠償のために損害賠償責任保険に加入する。

## 9 緊急時の対応方法

サービス提供中に利用者の容態に急変があった場合は、主治医に連絡する等必要な処置を講ずるほか、ご家族が不在の場合等、必要に応じて緊急連絡先へ速やかにご連絡します。

## 10 この契約に関する苦情・相談窓口

当事業所ご利用相談・苦情窓口

担当者	野田清美
電話番号	0532-35-6761
受付時間	月～金（年末年始は除く） 午前8時30分～午後5時30分

当事業所以外に、豊橋市の相談・苦情窓口等でも受け付けています。

担当部署	豊橋市役所 福祉部 福祉事務所 障害福祉課
電話番号	0532-51-2699
受付時間	月～金（祝日・年末年始は除く） 午前8時30分～12時・午後1時～午後5時

また、愛知県社会福祉協議会に設置された「運営適正化委員会」においても区市町村や県と連携しながら苦情対応を行っています。

担当部署	社会福祉法人 愛知県社会福祉協議会 運営適正化委員会
電話番号	052-212-5515
受付時間	月～金（国民の祝日・休日、年末年始は除く） 午前9時～午後5時

## 11 サービスの第三者評価の実施状況について

当事業所で提供しているサービスの内容や課題等について、第三者の観点から評価を行っています。

【実施の有無】 無

【実施した直近の年月日】

【第三者評価機関名】

【評価結果の開示状況】

